

指導・監査 運営上の留意事項等について

居宅介護支援

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課
指導グループ

介護保険法

(目的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

目次

- 1 指導・監査とは
- 2 実地指導の流れ, 方針
- 3 運営上の留意事項
- 4 介護保険制度の状況
- 5 参考情報

1 指導・監査とは

2 実地指導の流れ, 方針

3 運営上の留意事項

4 介護保険制度の状況

5 参考情報

1 指導・監査とは

○ 集団指導

○ 実地指導

○ 監査

1 指導・監査とは

集団指導

1 指導・監査とは

○ 集団指導 厚生労働省

「集団指導は、…適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図るもの」

「介護保険制度の理解やサービスの質の向上を促すとともに、不正事案等の発生の未然防止…に資するよう」実施

出所：厚生労働省老健局「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」（平成31年3月19日）p.58-59

1 指導・監査とは

○集団指導

制度の理解+不正防止

原則として一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により行います。

1 指導・監査とは

○集団指導

内容としては

- ・法令遵守
- ・保険者からの連絡
- ・関係機関からの情報提供 等

1 指導・監査とは

実地指導

1 指導・監査とは

○実地指導

「実地指導は、各事業所における利用者の生活実態、サービス提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら…よりよいケアの実現を図るために有効な取組み」

出所:厚生労働省老健局「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」(平成31年3月19日) p.56

1 指導・監査とは

○実地指導

不適正な請求の防止+よりよいケアの実現

「自己点検シート」により、事業者が自己点検した結果や事前提出資料等に基づき実施

各種書類点検，ヒアリング等を行います。

1 指導・監査とは

○実地指導

サービスの質の確保・向上や介護給付の適正化を図るため、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。

※必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。

1 指導・監査とは

監査

1 指導・監査とは

○監査

「各自治体においては、通報、苦情等により、不正が疑われる事案を把握した場合には、的確に監査を行い、不正が確認された場合には、指定取消等の厳正な対応をお願いしたい。」

出所：厚生労働省老健局「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」(平成31年3月19日)p.60

1 指導・監査とは

○監査

指定基準違反や不正請求への対処

入手した各種情報から人員，設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求等が疑われ，その確認及び行政上の措置が必要であると認められる場合

1 指導・監査とは

○監査

- ・無通告で実施するなど、より実効性のある方法で行われます

(参考)

指定居宅介護支援の事業においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等に鑑み、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。

基準省令解釈通知「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」平成11年7月29日老基第22号

1 指導・監査とは

○監査

行政上の措置の例

- ・勧告・・・指定基準違反に対し，基準を遵守すべきことを勧告。従わない場合，その旨を公表することができる
- ・命令・・・勧告に係る措置をとらなかったとき，措置をとるべきことを命令
- ・指定の取り消し等・・・取り消し，全部若しくは一部の効力の停止

1 指導・監査とは

○監査

「各種情報」の例

- 通報・苦情・相談等に基づく情報
- 国民健康保険団体連合会，地域包括支援センター等へ寄せられる苦情等
- 介護給付費適正化システムの分析情報

など

1 指導・監査とは

2 実地指導の流れ, 方針

3 運営上の留意事項

4 介護保険制度の状況

5 参考情報

2 実地指導の流れ, 方針

・実地指導の流れ(例)



2 実地指導の流れ, 方針

・事前提出書類(例)

※ 詳細については, 実地指導の際に事前送付する通知文書に記載します。

(1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(2) 運営規程, 重要事項説明書及び利用契約書

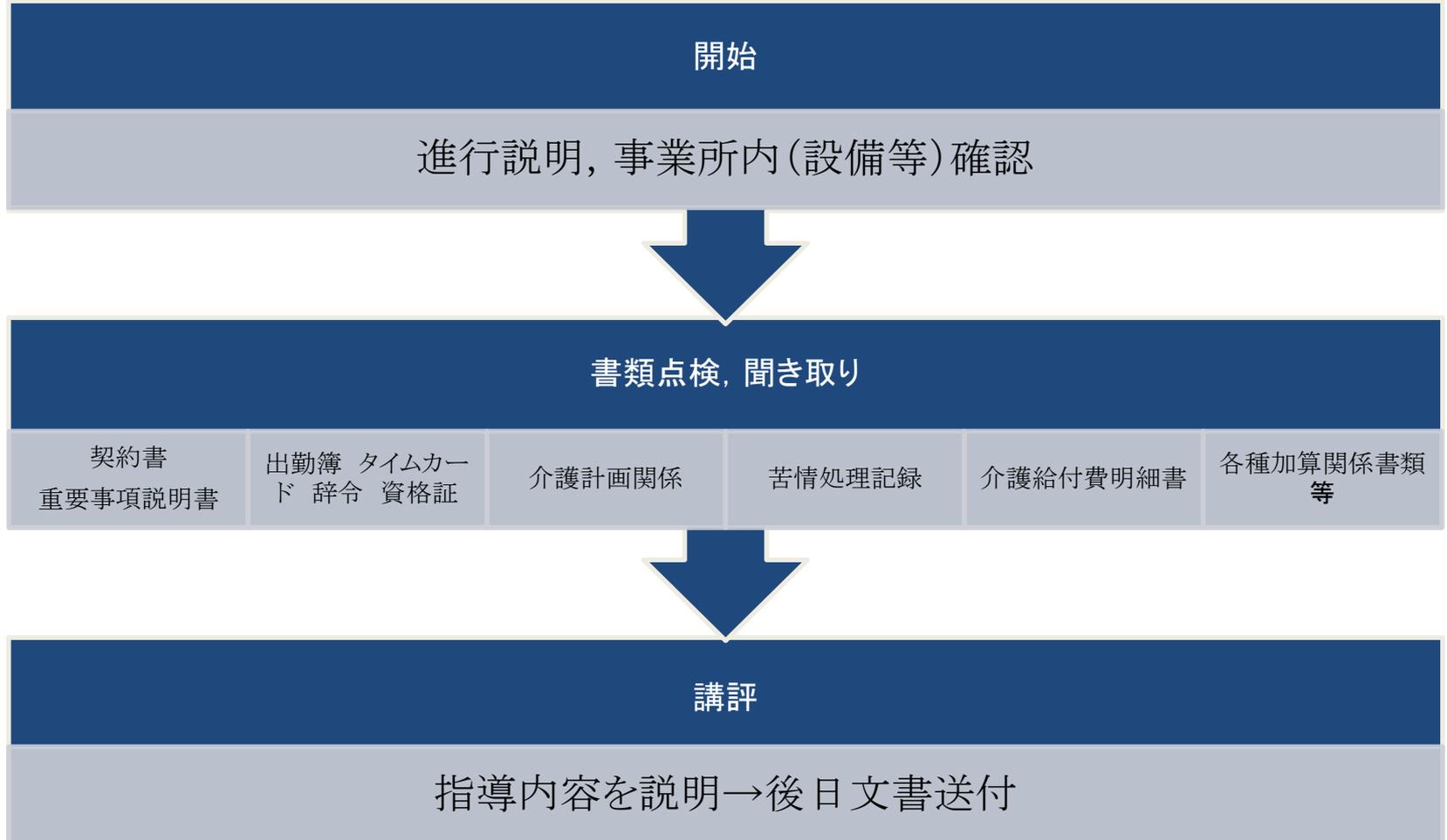
(3) 事業所の案内(パンフレット等)

(4) 自己点検シート

(5) 事業所の平面図

2 実地指導の流れ, 方針

・当日のスケジュール例



2 実地指導の流れ, 方針

指導方針

1 法令遵守

人員基準, 運営基準, 介護報酬の適正な請求等

2 サービスの質の確保・向上

職員研修

苦情対応 等

- 1 指導・監査とは
- 2 実地指導の流れ, 方針

3 運営上の留意事項

居宅介護支援

- 4 介護保険制度の状況
- 5 参考情報

3 運営上の留意事項

人員基準

○管理者

- ・管理者は「主任介護支援専門員」でなければならない

※令和3年3月31日まで

管理者として主任介護支援専門員以外の介護支援専門員の配置を可能とする経過措置があります。

※令和3年4月1日から

次ページ参照

居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (令和9年3月31日)	令和9年度	
	現行	経過措置期間中							管理者は主任ケアマネジャーであることが必要
※ 主任ケアマネ研修の主な受講要件：専任で実務経験5年が必要									

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (令和9年3月31日)	令和9年度	
	見直し案	① 令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者である場合							
経過措置期間中							経過措置延長(令和3年3月31日時点の管理者が管理者を続けることができる)		
管理者は主任ケアマネジャーであることが必要									
	② 令和3年4月以降新たに管理者となる場合(管理者が交替する場合も含む)								
	管理者は主任ケアマネジャーであることが必要								

【令和3年度以降の配慮措置】

- 中山間地域や離島等においては、人材確保が特に困難と考えられるため、特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる事業所については、管理者を主任ケアマネジャーとしない取扱いとすることも可能。
- 令和3年4月1日以降、急な退職などの不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなってしまった事業所については、当該事業所がその理由と改善に係る計画書を保険者に届出た場合、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができる。

3 運営上の留意事項

居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について

別添

管理者確保のための計画書の様式例 (介護保険最新情報Vol. 843)

管理者確保のための計画書

事業所等情報

介護保険事業所番号

事業者・開設者	フリガナ	
	名称	
事業所等の名称	フリガナ	
	名称	

1. 主任介護支援専門員を管理者とすることが困難である理由

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

2. 1.の理由が解消される見込み

※ 解消の見込みに係る計画内容（方法、工程等）と時期を可能な限り具体的に記載すること。

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

令和 年 月 日 (法人名)

(代表者名)

※ 当該様式及び項目は、不測の事態に係る理由等の適切な届出等を担保すべく標準例として提示するものであり、当該様式以外の様式等の使用を禁止する趣旨のものではない。

3 運営上の留意事項

運営基準

○管理者の責務

- ・利用の申込みに係る調整
- ・業務の実施状況の把握
- ・従業者に必要な指揮命令を行う 等



他の従業者に全て任せきりで、管理者としての責務が不十分な状態になっていませんか？

3 運営上の留意事項

管理者の兼務について

パターン① ⇒ ○ 兼務できる



(条件1)「同一事業所内における従業者との兼務」に該当し可。

【例】

1. 訪問介護(A)の「管理者」と「サービス提供責任者」
2. 通所介護(A)の「管理者」と「生活相談員(月、火、水)・介護職員(木、金)」

パターン② ⇒ ○ 兼務できる



(条件2)「併設する他の事業所の管理者との兼務(管理者同士の兼務)」に該当し可。

【例】

1. 「訪問介護(A)」と「通所介護(B)」の管理者
2. 「通所介護(A)」と「(同一敷地内にある別の)通所介護(B)」の管理者
3. 「通所介護(A)」と「特別養護老人ホーム(B)」の管理者
4. 「通所介護(A)」と「認知症対応型通所介護(B)」の管理者
5. 「通所介護(A)」と「障害者総合支援法の生活介護(障がい者デイサービス)(B)」の管理者
6. 「訪問介護(A)」の管理者と「有料老人ホーム(B)」の施設長

資料: 三重県長寿介護課「介護保険事業所における管理者の兼務」より一部抜粋(図は一部広域連合が加筆)

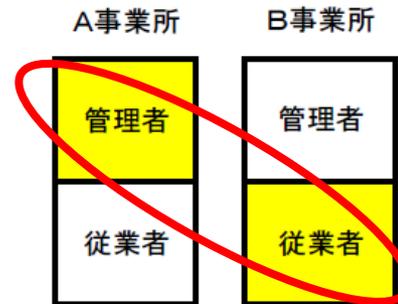
3 運営上の留意事項

管理者の兼務について

パターン⑥ ⇒ **×** 兼務できない



パターン⑦ ⇒ **×** 兼務できない



(条件1)かつ(条件2)となるため不可。

【例】

1. 「訪問介護(A)の管理者兼サービス提供責任者」と「通所介護(B)の管理者」
2. 「通所介護(A)の管理者兼生活相談員」と「特別養護老人ホーム(B)の管理者」
3. 「有料老人ホーム(A)の施設長兼介護職員」と「通所介護(B)の管理者」

(条件1)(条件2)の何れにも該当しないため不可。

【例】

1. 「訪問介護(A)の管理者」と「通所介護(B)の介護職員」
2. 「特別養護老人ホーム(A)の管理者」と「通所介護(B)の生活相談員」
3. 「居宅介護支援(A)の管理者」と「有料老人ホーム(B)の介護職員」

資料:三重県長寿介護課「介護保険事業所における管理者の兼務」より一部抜粋(図は一部広域連合が加筆)

※詳細は、三重県HPに掲載されている左記資料をご覧ください。

3 運営上の留意事項

運営基準

○運営基準減算

- ・ 運営基準減算の基準に該当した場合は、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する
- ・ また、運営基準減算が2月以上継続している場合は所定単位数を算定しない

3 運営上の留意事項

運営基準

○内容及び手続きの説明・同意

- ・運営規程及び重要事項説明書について不正確な点があった

(例)

重要事項説明書に誤字が多数あった
苦情相談窓口の電話番号が誤っていた

3 運営上の留意事項

運営基準

○ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (サービス担当者会議)

- ・ サービス担当者会議の開催により，専門的見地による意見を求めること
- ・ 担当者が欠席する場合には，あらかじめ文書照会等により意見を求めること

3 運営上の留意事項

運営基準

○ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針
(サービス担当者会議)

・不適切な例

❌ 要介護認定更新時に、利用者の状態に変化がないと判断し、サービス担当者会議を開催しなかった

❌ 居宅サービス計画に位置付けられている事業所の担当者が出席しておらず、意見も確認できていない

3 運営上の留意事項

運営基準

○ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (サービス担当者会議)

- ・ やむを得ない事情により参加できない場合は、参加できない理由や意見を聞き取り、サービス担当者会議録や支援経過記録に記載すること

3 運営上の留意事項

運営基準

○ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

- ・ 居宅サービス計画に訪問看護等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（主治の医師等）の意見・指示を求めること

3 運営上の留意事項

運営基準

○ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

- ・ 居宅サービス計画を作成した際には、利用者等に交付すること
- ・ 実施状況の把握（モニタリング）は、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。
 - ① 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 - ② 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

3 運営上の留意事項

運営基準

○秘密保持等

- ・ 秘密保持誓約書がない従業者が在籍していた
- ・ 退職後の守秘義務についても明示すること
- ・ 個人情報に関する同意

サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること

3 運営上の留意事項

運営基準

○記録の整備

- ・ 辞令又は雇用契約等に，従業者が所属する事業所名及びその職種を記載していなかった

- ・ 代表者が，従業者としても勤務していたが勤務記録がなかった

3 運営上の留意事項

運営基準

○設備及び備品等

- ・相談のためのスペース（相談室等）の位置を変更したが，変更届を提出していなかった



3 運営上の留意事項

○文書保存期間

・5年保存

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 **5年**

(2) 個々の利用者ごとに次に定める事項を記載した居宅介護支援台帳 **5年**

ア居宅サービス計画

イ第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

鈴鹿亀山地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例 第33条第2項

3 運営上の留意事項

○文書保存期間

・2年保存

(3) 第19条の規定による広域連合への通知に係る記録
2年

(4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録 2年

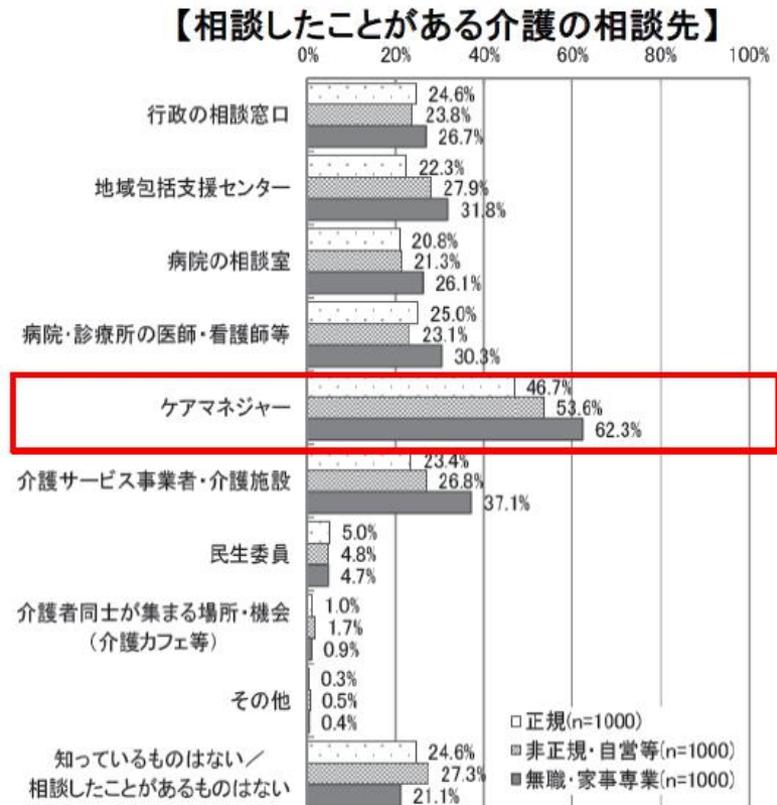
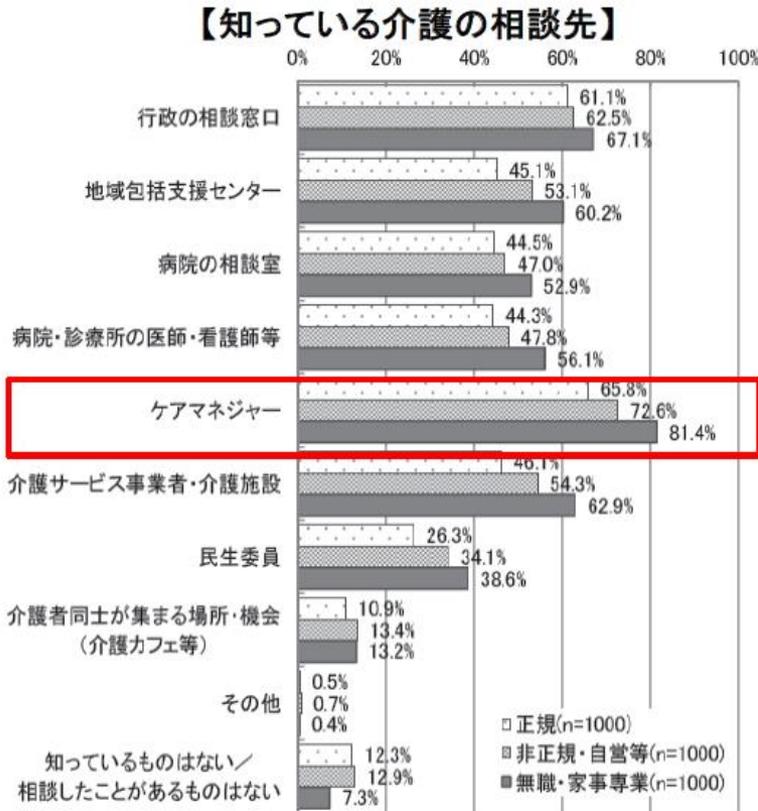
(5) 第31条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 2年

鈴鹿亀山地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例 第33条第2項

3 運営上の留意事項

就業者等が知っている・相談したことがある介護の相談先

- 知っている介護の相談先として、「ケアマネジャー」と回答する者が最も多かった。
- 相談したことがある介護の相談先も同様に、「ケアマネジャー」と回答する者が最も多かった。



※就業者(正規、非正規・自営等)、無職・家業専業(介護離職者含む)を対象としたインターネットアンケート。
(親や祖父母等の家族介護を担当している就業者・非就業者、及び家族介護を担当した経験のある就業者・非就業者)。

出典:厚生労働省「介護離職防止のための地域モデルを踏まえた支援手法の整備報告書(平成29年度調査)」

厚生労働省老健局 社会保障審議会介護保険部会(第88回)参考資料2, 令和元年12月16日, p.20

- 1 指導・監査とは
- 2 実地指導の流れ, 方針
- 3 運営上の留意事項

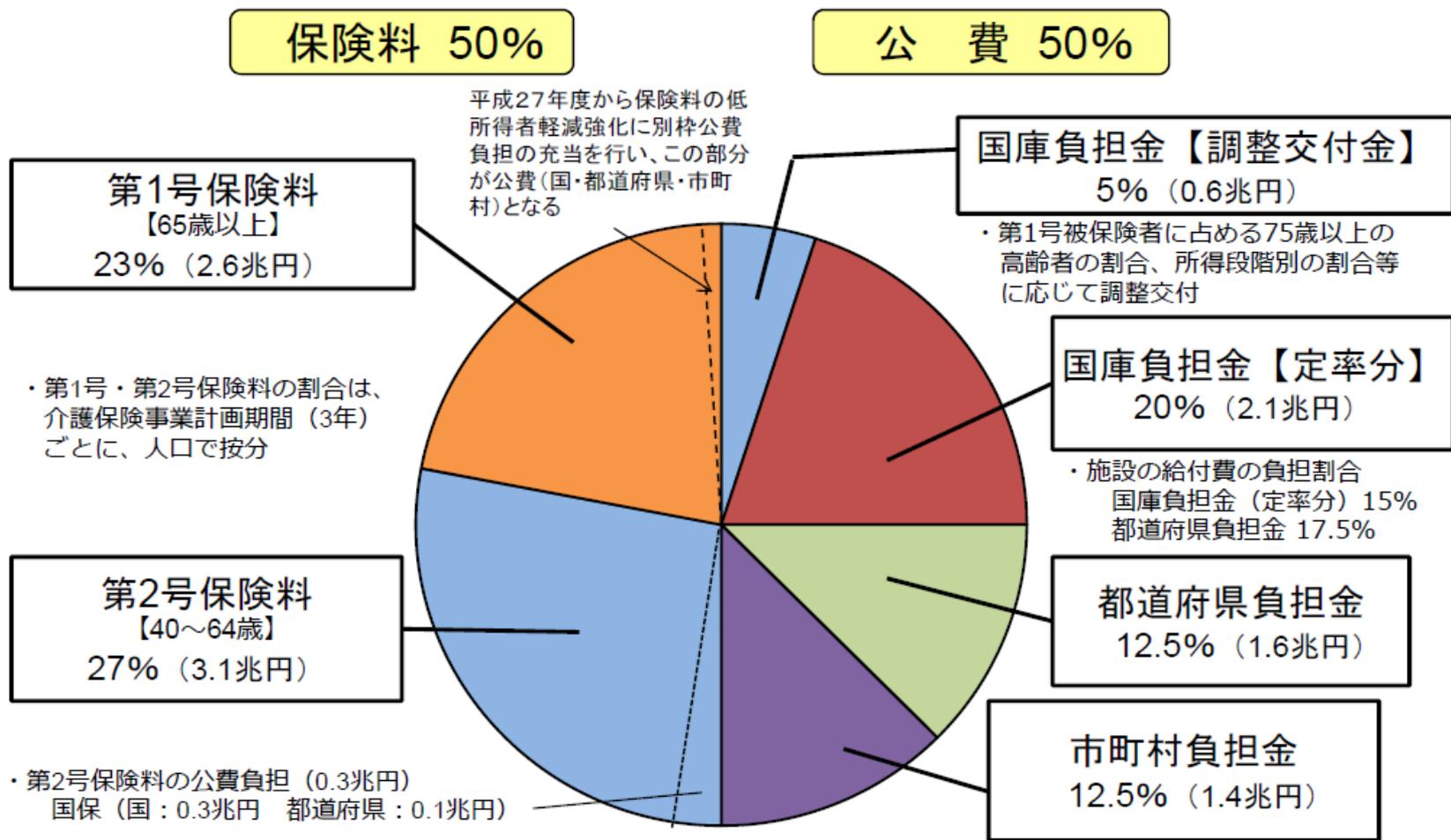
4 介護保険制度の状況

- 5 参考情報

4 介護保険制度の状況

介護保険の財源構成と規模

(令和2年度予算案 介護給付費：11.5兆円)
総費用ベース：12.4兆円



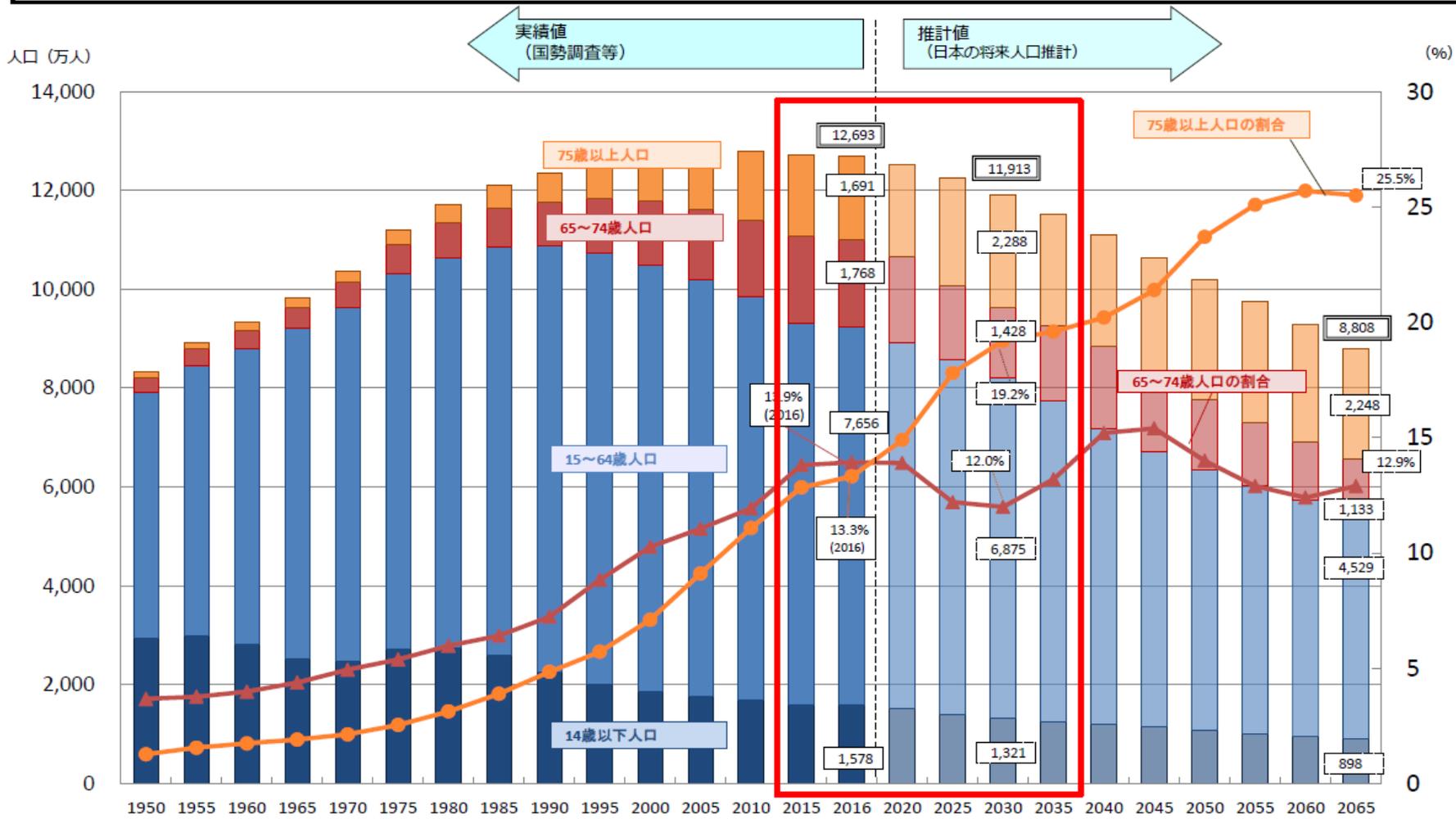
※数値は端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

厚生労働省 社会保障審議会介護給付費分科会第176回(R2.3.16)資料1,p.6

4 介護保険制度の状況

総人口の推移

○ 今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者（特に75歳以上の高齢者）の占める割合は増加していくことが想定される。



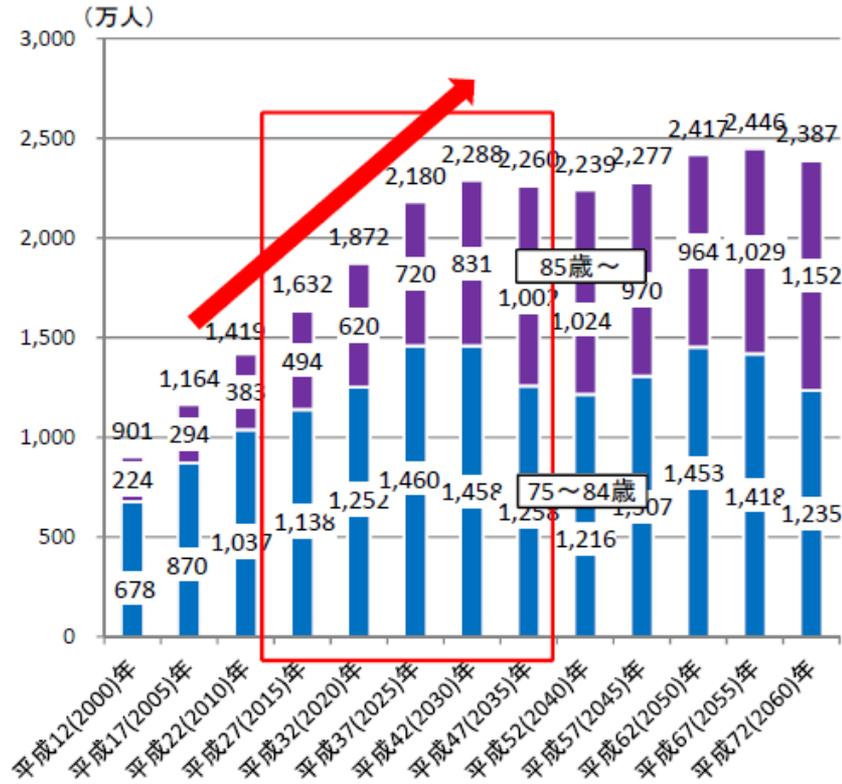
資料：2016年までは総務省統計局「国勢調査」および「人口推計」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）中位推計」

厚生労働省老健局「介護保険制度をめぐる状況について」平成31年2月25日社会保障審議会介護保険部会（第75回）資料3, p.13

4 介護保険制度の状況

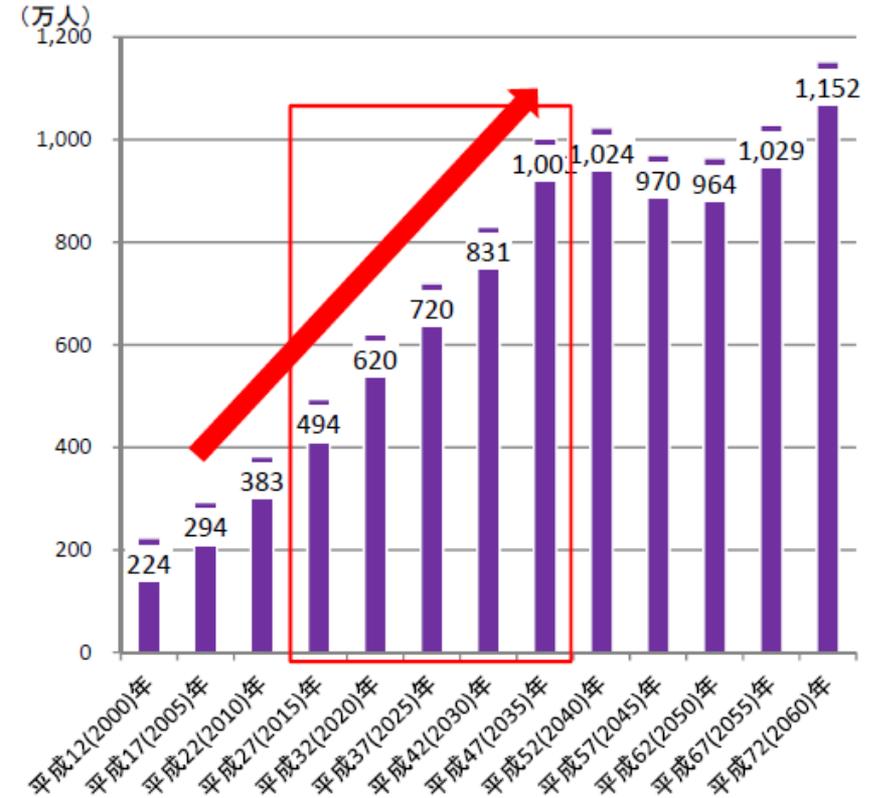
75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間で、急速に増加。



85歳以上の人口の推移

○85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間で、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。



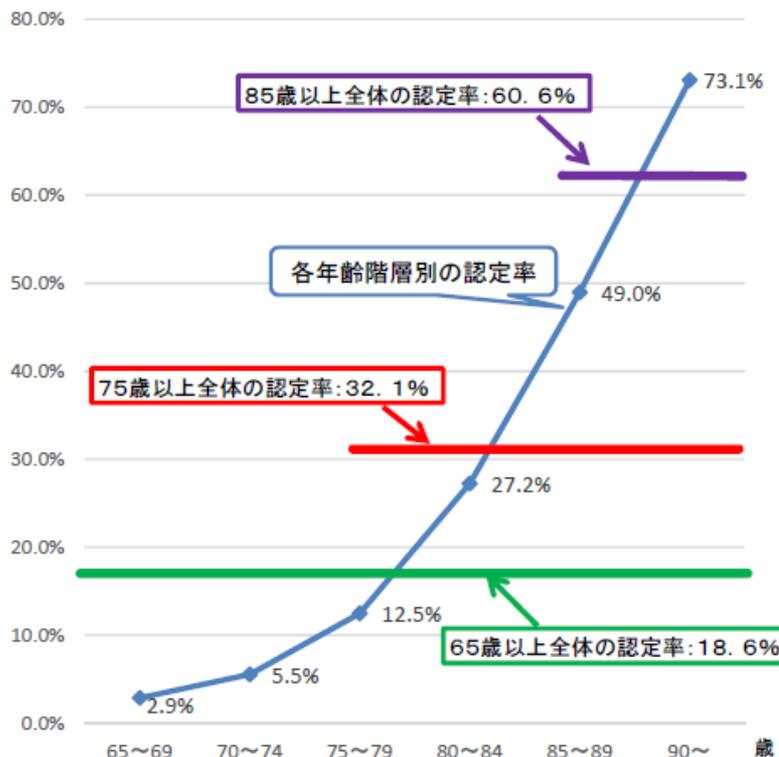
(資料) 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月推計) 出生中位(死亡中位)推計
実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

4 介護保険制度の状況

今後の介護保険をとりまく状況(3)

年齢階級別の要介護認定率

○要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇。特に、85歳以上で上昇。



出典: 2019年9月末認定者数(介護保険事業状況報告)及び2019年10月1日人口(総務省統計局人口推計)から作成

年齢階級別の人口1人当たりの介護給付費

○一人当たり介護給付費は85歳以上の年齢階級で急増。



出典: 2018年度「介護給付費等実態統計」及び2018年10月1日人口(総務省統計局人口推計)から作成

注)高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費は含まない。
補足給付に係る費用は、サービスごとに年齢階級別受給者数に応じて按分。

厚生労働省 社会保障審議会介護給付費分科会第176回(R2.3.16)資料1,p.14

4 介護保険制度の状況

介護保険制度における新たなサービス等の導入の経緯①

第1期
(平成12年度～)

平成12年4月 介護保険法施行

◎居宅介護サービス

【訪問サービス】

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売

【通所サービス】

- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護

◎施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設【～R5】

◎居宅介護支援

第2期
(平成15年度～)

平成17年改正(平成18年4月等施行)

導入サービス	導入理由
介護予防給付	制度スタート後、要介護認定を受ける方(特に軽度者(要支援、要介護1の方))が増加した一方、軽度者の方は、適切なサービス利用により「状態の維持・改善」が期待されることから、この軽度者の方の状態像を踏まえ、できる限り要支援・要介護状態にならない、又は重度化しないよう、「介護予防」を重視したシステムの確立を目指し創設。
地域支援事業	要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が実施する事業として創設。
地域密着型サービス	認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加している中で、こうした方々が出る限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域の特性に応じて多様で柔軟なサービス提供が可能となるような新たなサービス体系として創設。
例: 小規模多機能型居宅介護	中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供
例: 夜間対応型訪問介護	在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制を整備するため、定期巡回と通報による随時対応を合わせたサービスを提供
サテライト型施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設等）	施設が有している様々な機能を地域に展開していくことを目指すとともに、小規模な施設の効率的運営を可能とする観点から創設。本体施設との密接な連携を前提に、人員基準を一部緩和

第3期
(平成18年度～)

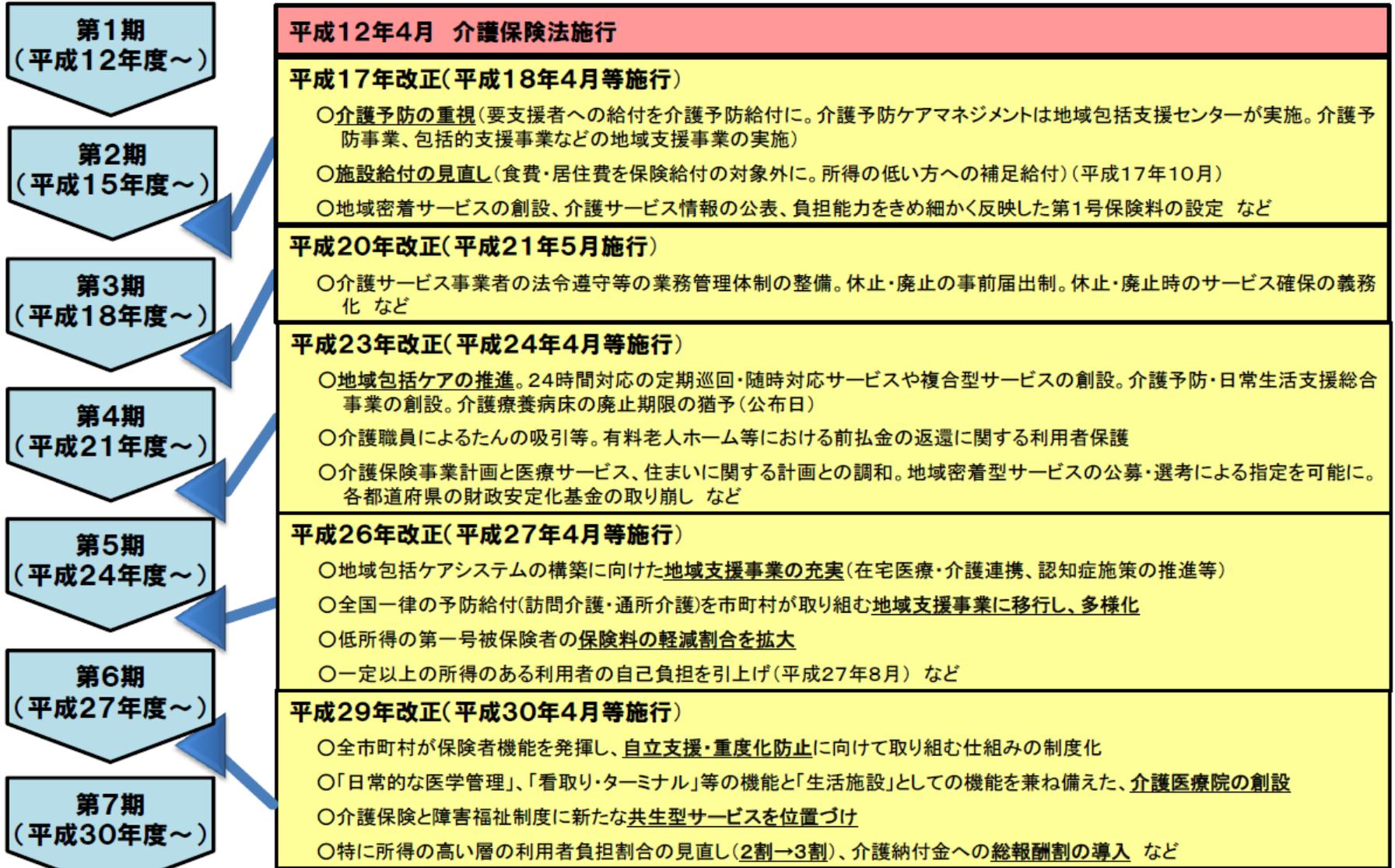
4 介護保険制度の状況

介護保険制度における新たなサービス等の導入の経緯②



4 介護保険制度の状況

介護保険制度の改正の経緯

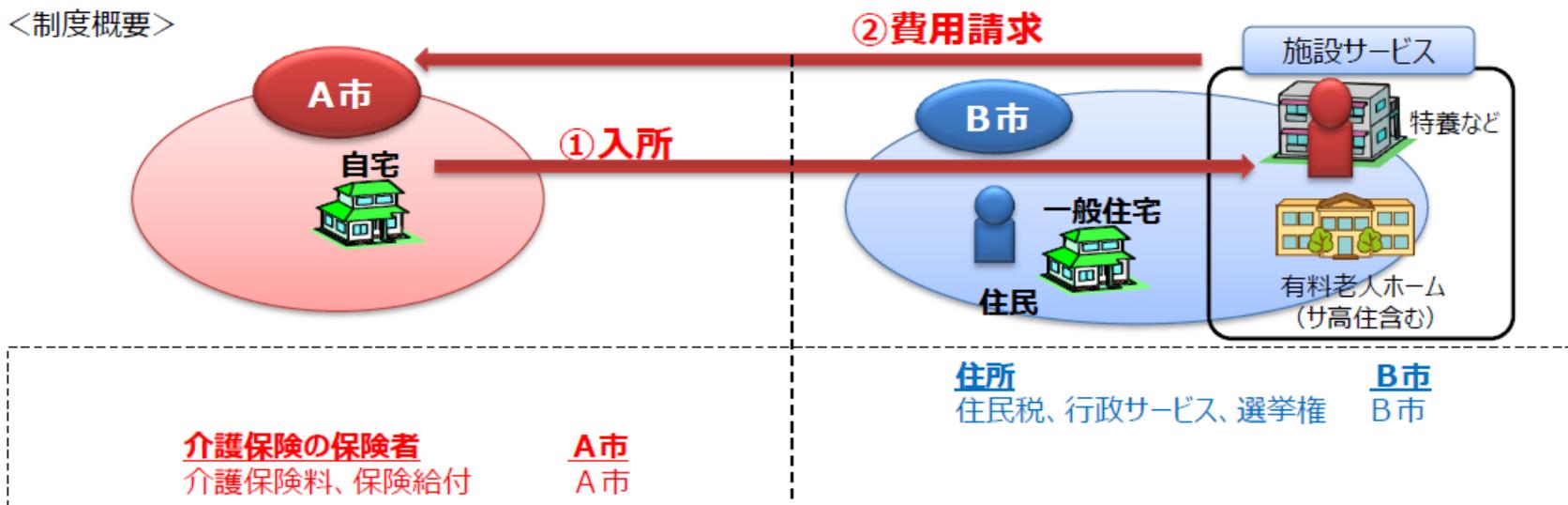


4 介護保険制度の状況

住所地特例の仕組み

- 介護保険においては、**地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となるのが原則。**
- その原則のみだと介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまうことから、施設等の整備が円滑に進まないおそれがある。
- このため、**特例として、施設に入所する場合には、住民票を移しても、移す前の市町村が引き続き保険者となる仕組み（住所地特例）**を設けている。

<制度概要>



<現在の対象施設等>

- (1) 介護保険3施設
- (2) 特定施設（地域密着型特定施設を除く。）
 - ・有料老人ホーム
 - ・軽費老人ホーム
 - ・養護老人ホーム

(参考)

有料老人ホーム：住まいと食事や生活支援サービスを一体で提供。
介護サービスも同一事業者が提供するが多い。
サービス付き高齢者向け住宅：「安否確認」や「生活相談」の提供が必須。
介護サービスは外部の事業者が提供する。

- 1 指導・監査とは
- 2 実地指導の流れ, 方針
- 3 運営上の留意事項
- 4 介護保険制度の状況

5 参考情報

5 参考情報(提出書類)

提出書類(変更届, 指定更新等)について

- 主な様式は広域連合のホームページに掲載
- 御提出いただいた書類は公文書として保存

5 参考情報(提出書類)

提出書類(変更届, 指定更新等)について

鈴鹿亀山地区広域連合
Suzuka-Kameyama Regional Amalgamation

〒513-0801 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号
鈴鹿市役所西館3階
TEL: 059-369-3204 (管理) FAX: 059-369-3202 E-Mail: skkaigo@mecha.ne.jp

介護保険

利用者のみなさまへ

介護保険で
できること

介護保険の
サービスに
利用するには

要介護認定
について

介護保険の
サービス
について

サービスを利用する時の
自己負担

サービス事業所
を探す

介護予防と
重度化防止

介護保険料

介護等に関する
相談窓口

各種申請様式

Q & A

事業者向け(事業所指定・更新等)

地域密着型・
居宅介護支援
指定更新

総合事業
指定・更新

処遇改善加算

変更届

廃止・休止
再開届

地域密着型
サービスの
報酬算定

居宅介護支援の
報酬算定

事業者向け(サービスの提供と給付費の請求)

【届出様式】
サービス提供

【届出様式】
給付費請求

総合事業関係
(請求)

事業者向け(認定調査等)

情報提供
申請書

認定調査受託
事業所関係

介護保険のしくみ

鈴鹿市、亀山市の介護保険は鈴鹿亀山地区広域連合が2市をまとめて運営しています。
この市にお住まいの40歳以上のかたは広域連合の行う介護保険の被保険者となって保険料を納付し、介護が必要と

1. 変更に係る届出の必要書類

変更届

【提出期限】
変更後10日以内

【提出部数】
2部(事業所控え含む)

【提出書類】

(1) 共通様式
変更届出書(Word)(PDF)

(2) 変更内容別 添付書類

変更内容	提出書類
1 事業所・施設の名	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程 重要事項説明書(変更があれば)
2 事業所・施設の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程 重要事項説明書(変更があれば)
3 事業所・施設の電話番号・ファックス番号	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程 重要事項説明書(変更があれば)
4 主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 履歴事項全部証明書 運営規程
5 代表者の氏名、住所及び職名	<ul style="list-style-type: none"> 履歴事項全部証明書 代表者経歴書(Word)(PDF) 誓約書(Word)(PDF)(Excel…居宅介護支援事業所用) 研修修了証写し…必要な場合のみ
6 登録事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> 履歴事項全部証明書
7 事業所・施設の建物の構造、専用区画等	<ul style="list-style-type: none"> 平面図 居室面積一覧 設備備品等一覧表(Word)(PDF)
8 事業所・施設の管理者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> 管理者経歴書(Word)(PDF) 研修修了証写し 勤務表 勤務表(居宅系) 誓約書(Word)(PDF)(Excel…居宅介護支援事業所用) 運営規程(変更があれば) 重要事項説明書(変更があれば)
9 計画作成担当者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成担当者経歴書(Word)(PDF) 研修修了証写し 勤務表 勤務表(居宅系) 運営規程(変更があれば) 重要事項説明書(変更があれば)
10 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員一覧表(Word)(PDF) 登録証写し 勤務表(居宅系) 運営規程(変更があれば) 重要事項説明書(変更があれば)

5 参考情報(参考書籍紹介)

運営基準等については、条例及び下記参考書籍等を御参照ください。

○参考書籍紹介

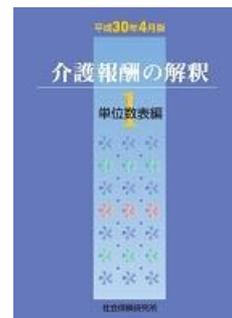
・中央法規ほか「介護保険六法」

・社会保険研究所

「介護報酬の解釈 1 単位数表編」

「介護報酬の解釈 2 指定基準編」

「介護報酬の解釈 3QA・法令編」



従業者の皆様へも伝達講習等の
御対応をお願いします。